

農業等個人事業所に係る証明申請書
（ 緊急雇用安定助成金 ）

年 月 日

北陸農政局長 様

住所
氏名 ○○ ○○ 印

農業を営む個人事業所に係る証明について、以下のとおり申請します。

| | | |
|-------|-------------------|---------|
| 個人事業所 | 名称 ^{※1} | |
| | 所在地 ^{※1} | |
| | 事業 | 耕種 ・ 畜種 |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス（任意） | |

※1 上記の住所・氏名と同一の場合は、同上と記載。

【添付資料】

○農業

- ・原則、耕作証明書（耕種）
- ・原則、当該年の定期報告書の写し及び直近1ヶ月の出荷伝票の写し（畜種）

（以下の該当項目にチェックをすること）

- 雇用保険の暫定任意適用事業所^{※2}であって、雇用保険に加入していない個人事業所の事業主である。
- 労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所^{※2}であって、労働者災害補償保険に加入していない個人事業所の事業主である。

※2 暫定任意適用事業とは、農林水産の事業のうち、労働保険に加入するかどうかは事業主の意思やその事業に使用されている労働者の過半数の意思にまかされている事業を言います。

①雇用保険の暫定任意適用事業

下記に掲げる農林水産の事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除く）であって、常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の事業。

- ・土地の耕作もしくは開墾または植物の栽植、栽培、採取もしくは伐採の事業その他農林の事業（いわゆる農業、林業と称せられるすべての事業）
- ・動物の飼育または水産動植物の採捕もしくは養殖の事業その他畜産、養蚕または水産の事業

②労災保険の暫定任意適用事業

- ・労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険または有害な作業を主として行う事業以外のもの
- ・労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の林業
- ・労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕または水産（総トン数5トン未満の漁船による事業等）の事業